

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成17年 3 月
(第 2 回訂正分)

システムズ・デザイン株式会社

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売
価格等の決定に伴い、証券取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成17年3月1日に関東財務局
長に提出し、平成17年3月2日にその届出の効力は生じております。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成17年2月4日付をもって提出した有価証券届出書及び平成17年2月18日付をもって提出した有価証券届出書
の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集300,000株の募集の条件及びブックビルディ
ング方式による売出し500,000株（引受人の買取引受による売出し400,000株・オーバーアロットメントによる売
出し100,000株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成
17年2月28日に決定したため、これに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出致しまし
たので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正致します。

訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

< 欄外注記の訂正 >

2. 「第1 募集要項」に記載の募集（以下、「本募集」という。）並びに「第2 売出要項 1 売出株式
（引受人の買取引受による売出し）」及び「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受によ
る売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」とい
う。）にあたっては、その需要状況を勘案した結果、本募集及び引受人の買取引受による売出しとは別に
大和証券エスエムビーシー株式会社が当社株主から借受ける当社普通株式100,000株を本募集及び引受
人の買取引受による売出しと同一条件で追加的に売出し（以下、「オーバーアロットメントによる売出し」
という。）を行います。

2【募集の方法】

平成17年2月28日に決定された引受価額（558円）にて引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価
額（600円）で募集を行います。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格
の総額との差額は引受人の手取金と致します。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社ジャスダック証券取引所（以下「取引所」という。）の「上場前の公募又は売出し
等に関する規則」（以下「上場前公募等規則」という。）第3条に規定するブックビルディング方式（株式の取
得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状
況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定された価格で行います。

< 欄外注記の訂正 >

（注）5. の全文削除

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

< 欄内の数値の訂正 >

「発行価格（円）」の欄：「未定（注）1.」を「600」に訂正

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）1.」を「558」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）3.」を「1株につき600」に訂正

< 欄外注記の訂正 >

1. 発行価格はブックビルディング方式によって決定致しました。
公募増資等の価格の決定に当たりましては、500円以上600円以下の仮条件に基づいてブックビルディングを実施致しました。
その結果、以下の点が特徴として見られました。
申告された総需要株式数は、公開株式数（募集による発行新株式数300,000株、引受人の買取引受による売出株式数400,000株及びオーバーアロットメントによる売出株式数上限100,000株）を十分に上回る状況であったこと。
申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。
申告された需要の相当数が仮条件の上限価格であったこと。
上記ブックビルディングの結果、公募増資等の価格は公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在の株式市場の状況、最近の新規公開株に対する市場の評価及び上場日までの期間における価格変動リスクなどを総合的に勘案して、1株につき600円と決定致しました。
なお、引受価額は1株につき558円と決定致しました。
2. 前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格（600円）と平成17年2月18日に公告した発行価額（425円）及び平成17年2月28日に決定した引受価額（558円）とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 申込証拠金には、利息をつけません。
申込証拠金のうち引受価額相当額（1株につき558円）は、払込期日に新株式払込金に振替充当致します。
7. 販売に当たりましては、取引所の株券上場審査基準で定める株主数基準の充足、上場後の株式の流動性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。（略）
8. 新株式に対する配当起算日は、平成16年10月1日と致します。
（注）8. の全文削除

4【株式の引受け】

< 欄内の数値の訂正 >

- 「引受けの条件」の欄：2. 引受人は新株式払込金として、平成17年3月8日までに払込取扱場所へ引受価額と同額（1株につき558円）を払込むことと致します。
3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額（1株につき42円）の総額は引受人の手取金となります。

< 欄外注記の訂正 >

1. 上記引受人と平成17年2月28日に元引受契約を締結致しました。
2. 引受人は、上記引受株式数の内7,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の証券会社に委託販売致します。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

< 欄内の数値の訂正 >

- 「払込金額の総額（円）」の欄：「165,000,000」を「167,400,000」に訂正
「差引手取概算額（円）」の欄：「150,000,000」を「152,400,000」に訂正

< 欄外注記の訂正 >

1. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）は含まれておりません。
2. 引受手数料は支払わないこととされたため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。
（注）1. の全文削除

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額152,400千円については、50,000千円を設備資金に充当し、その他残額については主に開発要員の増員、教育関係費用に充当する予定であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成17年2月28日に決定された引受価額（558円）にて引受人は下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格600円）で売出しを行います。引受人は株券受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金と致します。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

< 欄内の数値の訂正 >

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「220,000,000」を「240,000,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「220,000,000」を「240,000,000」に訂正

< 欄外注記の訂正 >

3. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、本募集及び引受人の買取引受による売出しとは別に大和証券エスエムピーシー株式会社が当社株主から借受ける当社普通株式100,000株のオーバーアロットメントによる売出しを行います。

（注）4. 5. の全文削除

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(2) 【ブックビルディング方式】

< 欄内の記載の訂正 >

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）7.」を「600」に訂正

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）7.」を「558」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）7.」を「1株につき600」に訂正

「申込受付場所」の欄：元引受契約を締結した証券会社の本支店及び営業所

「元引受契約の内容」の欄：「未定（注）8.」を「（注）8.」に訂正

< 欄外注記の訂正 >

7. 売出価格及び申込証拠金は、募集における新規発行株式の発行価格及び申込証拠金と同一の理由により決定致しました。

引受価額は、募集における新規発行株式の引受価額と同一の理由により決定致しました。

8. 元引受契約の内容

証券会社の引受株数 大和証券エスエムピーシー株式会社 400,000株

引受人が全株買取引受けを行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額（1株につき42円）の総額は引受人の手取金となります。

9. 上記引受人と平成17年2月28日に元引受契約を締結致しました。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

< 欄内の数値の訂正 >

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「55,000,000」を「60,000,000」に訂正
「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「55,000,000」を「60,000,000」に訂正

< 欄外注記の訂正 >

1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、本募集及び引受人の買取引受による売出しとは別に行われる大和証券エスエムピーシー株式会社による売出しであります。

（注）5. の全文削除

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(2)【ブックビルディング方式】

< 欄内の数値の訂正 >

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）5. .」を「600」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）5. .」を「1株につき600」に訂正

< 欄外注記の訂正 >

5. 上記売出価格及び申込証拠金については、前記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」において決定された売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定致しました。

第3【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. グリーンシュエーションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式100,000株は、オーバーアロットメントによる売出しのために、大和証券エスエムピーシー株式会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、大和証券エスエムピーシー株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しにかかる株式数を上限として当社株主より追加的に当社株式を取得する権利（以下、「グリーンシュエーション」という。）を、平成17年3月18日を行使期限として当社株主から付与されております。

また、大和証券エスエムピーシー株式会社は、上場（売買開始）日から平成17年3月18日までの間、オーバーアロットメントによる売出しにかかる株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、大和証券エスエムピーシー株式会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式については、当社株主から借受けている株式の返還に充当し、当該株式数については、グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券エスエムピーシー株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、もしくは上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。